

『やなぎや友の会』 会員規約

第一条（会の目的）

本会は、当会の趣旨に賛同し 入会した会員の同居親族（同一生計含む）（以下「会員等」という）が死亡した際、やなぎやに葬儀施行の申し込みを受けたとき、会員等の遺族または相続人（以下「遺族等」という）に対し相互扶助の精神に基づき葬儀費用の事前準備、介護、生前予約、各種相談サービスを提供することにより会員の利便を図り、会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。

第二条（名称）

本会は、その名称を やなぎや友の会 とします。

第三条（所在地）

本会の事務局は 山形県東根市宮崎二丁目1番3号 株式会社やなぎや 内に置くものとします。

第四条（運営管理）

本会運営は、やなぎや友の会 が行うものとします。

個人情報、は、当社「プライバシーポリシー」に基づいて取り扱います。

第五条（入会資格、入会 及び 適用範囲）

会員は当会の規約を承認し、下記手続きを完了し、本会が認めた方とします。

やなぎや友の会の入会手続き締結により入会とします。

始期及び終期は、加入日より2日目とし、退会の申し出がない場合自動継続とします。

ご葬儀の相談時、もしくは契約前に会員証のご提示 または 申告をお願いいたします。

第六条（葬儀に伴う適用範囲）

- 1、 会員等が、入会日から起算して2日目以降に死亡し、やなぎや で 葬儀・法要 の施行を行ったときは、会員基本料金にての施行をいたします。
- 2、 複数の会員からの同一の葬儀・法要に対して施行の申し込みがあった時は 一人の会員の権利の行使が認められます。
- 3、 友の会の適用範囲は、会員及び入会時に登録された家族会員の同居親族（同一生計含） となります。
- 4、 基本料金の内訳は、別紙のとおりとします。

第七条（葬儀施行の申込み）

- 1、 会員等が死亡し、当社に葬儀の申込みの際には会員証の提示 または 確認をするものとします。
- 2、 会員等が、特典を受ける際にも、会員証の提示 または 申告をするものとします。

第八条（変更事項の届出）

会員は入会申込書に記載した事項（住所移転、代表者名 変更等）に変更が生じた場合、速やかに事務局に文書にて連絡するものとします。